令和6年12月11日

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

社会福祉法人 一石会

## 1. 現 状

現在、当法人が常用雇用する正規職員は70名、パート職員は37名、合計107名であり、うち男性17名、女性90名となっている。これらの職員に対する次世代育成支援対策法(以下「対策法」という。)の趣旨に沿った対策としては、現状では次のとおりである。

## (1)正規職員への対応

ア 出産にかかる対応

#### (ア) 通院休暇

通院休暇については。男女雇用均等法(以下。「均等法」という。)に基づき、休暇を次のとおり取得することができるものとしている。

「妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月末)から妊娠35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月末)から出産までは1週間に1回、1回の期間は、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間」

#### (イ) 出産休暇

出産休暇については労働基準法(以下「基準法」という。)に基づき、出産予定日6週間目(多胎妊娠の場合は14週間)に当たる日から、出産後8週間目に当たる日までの期間。

## (ウ) 出産補助休暇

労働法による規定ではないが当法人では、配偶者の出産にかかる補助休暇として。出産の日から2週間以内において3日の特別休暇を取得することができる。

# イ 育児に対する対応

# (ア) 育児休暇

労働法に基づき育児休暇は生後1年に達しない子を育てるときは、1日に2回それぞれ30分を請求できるととしている。

#### (イ) 子の看護休暇

育児休業・介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に基づき、小学校就業前の子を養育する職員が、その子を看護するときに、1人であれば1年間に5日、2人以上であれば1年間に10日まで休暇の取得をすることができる。

#### (ウ) 育児休業

育児・介護休業法に基づく育児休業の取得が可能であり、休業期間が1歳6か月に達するまでとしている。

#### (エ) 育児短時間勤務

小学校の始期に達するまでの子と同居し、養育するときは、勤務時間の短縮として1週間について30時間以上とすることができる。

# (オ)時間が勤務を制限する制度

育児・介護休業法に基づき、小学校の始期に達すれ馬での子を養育する職員が請求した場合、制限時間(1月24時間、年150時間)を超えて時間外勤務を行ってはならない。

#### (カ) 深夜業を制限する制度

育児・介護休業法に基づき、小学校の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合、午後10時~午前5時の深夜の勤務をさせない。

# ウ 介護に関する対応

#### (ア) 介護休暇

育児休業・介護休業等育児又は、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)

に基づき、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行うため、対象家族が1人であれば1年間につき5日、2人以上であれば1年間に10日までの休暇の取得をすることができる。

(2)パート職員への対応

パート職員については、パート職員就業規則を定めており、又、労働法等の各法に定められた範囲内による対応を行っている。

#### 2 行動計画

正規職員及びパート職員が、働きやすい環境を作り、その能力を十分に発揮できるよう。次のような行動計画を策定する。

- (1) 計画期間 令和7年1月1日~令和10年12月31日までの3年間
- (2)内容

目標1:対策法の趣旨に沿って、制度に間鶴資料を作成し手職員に配布し、制度の周知を図り、出産休暇・育児休業の取得率を維持向上させる。

## <対 策>

- □令和7年1月~ 情報収集、資料作成準備
- □令和7年3月~ 制度に関する資料を職員に配布する

目標2:所定外労働時間を制限するため、管理部門、デイサービス、居宅事業、包括支援センター、保育園職員を対象とした、月1回程度のノー残業デーを設置する。

#### <対 策>

- □令和7年1月~ 試行実施し、課題を分析して本格実施に向けて検討する。
- □令和7年5月~ ノー残業デーの実施。

目標3:子供が保護者である職員の職場を実際にみてもらう「子ども参観日」の実施。

# <対 策>

- □令和7年1月~ 試行実施し、各事業所への説明、体制作りに向けて検討する。
- □令和7年5月~ 子ども参観日の実施。